

電気・ガス価格激変緩和対策事業に係る供給条件

令和5年1月1日実施

株式会社しおさい電力

1 適用範囲

この電気価格激変緩和対策事業に係る供給条件(以下「本供給条件」といいます。)は、電気供給約款および料金表(以下総称して「約款等」といいます。ただし、当該約款等が変更された場合は、変更後の約款等をいいます。)にもとづき電気の供給を受けるお客様に適用いたします。

2 適用期間

適用期間は、2023年2月の検針日から2023年10月の検針日の前日までといたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、電気供給約款の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料金の特別措置

当社の電気供給約款にもとづき電気の供給を受けるお客様の電力量料金は、約款等の定めにかかわらず、約款等によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

5 燃料費調整単価の特別措置

(1)2(適用期間)に定める適用期間における、当社が定める約款等にもとづき電気の供給を受けるお客様の燃料費調整単価は、需給約款別表2(燃料費調整)(1)ロにかかわらず、次の計算式によって算定された値とします。

燃料費調整単価 = (2) 基準燃料費調整単価 - (5) 特別措置の燃料費調整単価

(2) 基準燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値とします。

$$\begin{array}{l} \text{基準燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \text{平均燃料価格} - (3) \text{基準燃料価格} \times \frac{\text{(4)の基準価格}}{1,000}$$

(3) 基準燃料価格は、次の通りといたします。

基準単価	44,200 円
------	----------

(4) 基準単価

基準単価は、平均燃料単価が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	23 銭 2 厘
-------------	----------

(5) 特別措置の燃料費調整単価

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2023年2月の検針日から令和5年 9月の検針日前日までの期間	2023年10月の検針日 前日までの期間
1キロワット時につき	7円00銭	3円50銭

6 その他

その他の事項については、約款等に定めるところによるものといたします。